

一宮市立丹陽西小学校ウェブサイト運用規定

令和7年11月11日改訂

（趣旨）

- 1 本規程は、「一宮市学校教育ネットワーク管理運用要綱」（以下、「運用要綱」と言う。）及び一宮市小中学校におけるウェブサイト公開に関する要綱（以下、「公開に関する要綱」と言う。）に基づいて、一宮市立丹陽西小学校におけるウェブサイト運用に関して必要事項を定めるものとする。

（ウェブサイト開設目的）

- 2 本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする

（ウェブサイトによる情報発信）

- 3 管理責任者は校長とする。校長は、「運用要綱」「公開に関する要綱」及び本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。
- 4 学校のウェブサイトによる情報発信は、学校の公的名称「一宮市立丹陽西小学校」を使用する。管理責任者である校長名をウェブサイト上に掲載する。
- 5 ウェブサイトによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、児童、PTA役員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

（児童の個人情報の発信とその範囲）

- 6 ウェブサイトにより児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得た上で発信するものとする。
- 7 学校のウェブサイトに掲載した児童の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。
- 8 学校のウェブサイトで発信する児童の個人情報に関しては、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日については、発信を認めない。
 - (2) 児童の意見、主張、作品等については教育上の効果を考慮し、発信することができる。
 - (3) 児童の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。

（ウェブサイトの内容）

- 9 学校ウェブサイトの内容は、ウェブサイトの開設目的を達成するため、次の各号に定めるものとする。また、年度当初に更新計画を作成し、校長の承認を得る。
 - (1) 学校要覧や学校案内等の内容を基本とし、以下の学校の基本情報を掲載すること。

- ① 学校名，学校所在地，電話番号，メールアドレス
 - ② 校長名，学級数，児童数
 - ③ 教育目標，経営方針，本年度の重点努力目標
- (2) 学校の実践活動を紹介するもの
- ① 行事計画
 - ② 行事における児童の様子など，日々の教育活動を紹介するもの
 - ③ 学校だより，学年だより，保健だよりなどの学校からのお知らせ
- (3) 学校評価の概要及び改善点
- (4) その他
- ① 緊急連絡，携帯サイト
 - ② 行事の開催案内，保健関係の呼びかけ
 - ③ 更新履歴・閲覧者数
 - ④ その他校長が承認したもの
- (5) 本年度の更新計画

月	行 事 等
4	入学式・始業式・避難訓練・1年生を迎える会
5	春の遠足・交通安全教室・野外教育活動
6	避難訓練・観劇会
7	終業式
8	全校出校日
9	始業式・避難訓練・秋の遠足・児童会役員選挙
10	修学旅行
11	運動会
12	終業式
1	始業式・避難訓練
2	児童会役員選挙・6年生を送る会
3	卒業式・修了式